



知っておきたい 相続のポイント

第2回 相続手続き押さえておきたい6つのこと

相続手続きは、一生のうちに何度も経験するものではありません。しかしながらご家族を亡くされた悲しみの中で、慣れない相続の手続きを行わなければならない、残されたご家族の負担はとてもの大きなものがあります。今回は、相続手続きをスムーズに行うためのポイントをお話いたします。

1. 遺言書の存在を確認

相続が発生した際には、遺言書の有無を確認しましょう。相続発生後の遺産分割においては、遺言書がある場合は遺言書に従い（相続人間で合意すれば、遺産分割協議を行い遺言書と異なる遺産分割を行うことも可能）、遺言書がない場合は相続人間で遺産分割協議を行い、遺産分割協議書を作成することになります。

遺産分割協議には、相続人しか参加することができません。相続人でない方に遺産を遺したい場合（いとこへの相続や第三者への寄附を希望される場合）や、特定の遺産を特定の方へ遺したい場合には、遺言書が必

要です。

相続手続きを進めていくうえで、遺言書の有無は大きく影響を及ぼします。必要書類も変わってきますし、自筆証書遺言であれば、家庭裁判所の検認も必要となります（※遺言書の種類と内容はウェルスレポート vol.2 を参照）。

遺言書の有無を確認する方法は、自筆証書遺言と公正証書遺言とで異なります。確認方法は次の3つです。

- ①公正証書遺言
…公証役場で検索システムを利用
- ②自筆証書遺言
…自宅等にある遺品の中から探索
- ③自筆証書遺言（法務局保管）
…法務局の遺言書閲覧証明書の交付
自筆証書遺言の場合、法務局保管か否かで調査方法

が異なりますので注意が必要です。

また、遺言書と似て異なるものとしてエンディングノートがあります。エンディングノートと遺言書の決定的な違いは、法的拘束力があるかないかです。エンディングノートには法的拘束力がないため、遺産分割協議を行う必要がありません。

2. 多くの手続きで 戸籍謄本が必要

相続手続きでは、相続人を確定するため、一般的にいくつもの戸籍謄本を取得する必要があります。

1つ目は、被相続人（お亡くなりになられた方）が生

まれてから亡くなるまでの連続した戸籍謄本です。被相続人に子供がいたのか、いない場合に親は存命であるのか、兄弟姉妹は何人いるのか、などを確認します。

2つ目は、相続人の現在戸籍です。相続人が存命であるのかを確認します。もしお亡くなりになっている場合は、その事実を確認するために除籍謄本が必要ですし、代襲相続（本来相続人となる人が先に死亡している場合に、その者の子が代わって相続人となること）が発生している場合は、その方の現在戸籍も必要となります。

以上のように、相続手続き

では、様々な戸籍を揃える必要があります。その取得においても次のような手間が発生します。

取得する戸籍謄本は、被相続人が生まれてから亡くなるまでに、本籍地を定めた全ての市区町村から取り寄せる必要があります。取得方法は、各市区町村の役所に赴いての申請のほか、郵送（郵便小為替）での申請も可能です。

戸籍謄本の取得は、相続手続きのなかでも非常に手間がかかりますが、司法書士などの専門家に依頼すると、手数料はかかりますが取得を代行してくれます。専門家に

一任することにより、取得漏れなどの失敗も防ぐことができます。

3. 財産目録を作成

相続手続きでは、遺産を「誰が」「何を」「どれだけ」相続するのかを話し合う前に、先ず遺産の全体像を把握する必要があります。そのために作成する、遺産の内容を一覧にまとめた書面を財産目録といいます。

財産目録の作成は義務ではありませんが、相続人全員が納得できる話し合いをするために作成することをお勧めします。遺言書がある場

合、遺言書通りに相続手続きが行われるよう遺言執行者が指定されますが、遺言執行者は財産目録を作成して相続人に対して交付する義務があります。

財産目録の作成にあたって、相続発生日における金融資産の価額を確定するために、取引があった金融機関より相続発生日を基準とした残高証明書を取得します。

また、不動産の所在や評価額を確定するために、固定資産評価証明書や不動産登記簿謄本を役所や法務局で取得します。特に土地については、場所によって相続税法上の評価方法が異なりますから、税理士などの専門家に確認することをお勧めします。



4. 遺産分割協議書の作成

法定相続人が複数人おり遺言書がない場合には、「誰が」「何を」「どれだけ」相続するのかを決めるために、遺産分割協議を行います。分割内容が合意に達した場合、遺産分割協議書に記したうえで法定相続人による署名・押

印（実印）を行います。遺産分割協議書は、遺産をどのように相続するかについて、相続人全員が同意していることを証明する書面となります。

遺産分割協議書がない場合における金融資産の相続手続きでは、取引金融機関宛に所定の相続手続書面を法定相続人全員で署名・押印

(実印)のうえ提出する必要があります。

遺産分割協議書を作成した場合には、取引金融機関の所定の相続手続書面に代えることができますので、金融機関毎に書面を取寄せ署名・押印(実印)のうえ提出する必要があります。

また、不動産の相続登記(被相続人から相続人への名義変更)には、遺産分割協議書が必要です。

遺産分割協議書は、財産の分け方を示した重要な書面ですが、その様式に厳格な規定はありません。しかしながら、不動産の相続登記を行う場

合、遺産分割協議書に不動産登記事項証明書通りの記載がされていないと、手続が受理されない場合があるため注意が必要です。遺産分割協議書の文言の不備で不動産の相続登記が受理されなかった場合には、遺産分割協議書の文言を修正し、法定相続人全員の署名・押印(実印)が必要となります。

遺産分割協議書は、遺産を分割するための重要な書類です。書面の記載不備により相続手続が進まなくなる場合もあるため、作成は、専門家に依頼をすることをお勧めします。

5. 遺産の解約換金・名義変更

遺産分割協議書が完成しましたら、相続手続はもう少しで終了です。

①金融資産の解約換金

被相続人と取引があった金融機関全てへ遺産分割協議書などの必要書類を持参し、解約換金の手続を行います。

②不動産の相続登記

相続登記は法務局へ申請を行います。登記申請書の作成や税金の計算など複雑なことも多く、一般的には司法書士などの専門家に依頼することが多いです。

金融機関における相続手続や相続登記では、戸籍謄本

の原本が必要になります。特に相続登記は、各不動産を管轄する法務局毎に申請する必要があります。1つの法務局での手続が終了し原本の返却を受けた後でないと、次の法務局での手続ができません。通常相続登記には、1つの法務局あたり1~2週間を要するため、複数の法務局へ申請を行う必要がある場合は時間がかかってしまうことも相続手続が大変な理由の一つです。

来事です。相続の手続に慣れている相続人はめったにおりません。お仕事のある方は、仕事をしながら手続を進めなければなりませんし、さまざまな場所に出向き手続を進めることは時間と費用もかかります。また、相続人が離れた場所に住んでいる場合には、遠距離を行ったり来たりしながら各種手続をしなければならず、より負担が大きくなると思われます。

このような煩雑な相続手続をしなければならぬ相続人様の負担を軽減するサービスとして、一部の金融機関では遺産整理業務サービス(相続手続の代行サービス)を行っております。

6. 金融機関での相続手続の相談

これまで見てきたように、相続手続は面倒で複雑です。相続は、人生で一度か二度、経験するかしないかの出



ご相談は最寄りの足利銀行へ

足利銀行では、相続対策から相続発生後のサポートまで、お客さまからのご相談を承っております。ご不明な点やお困りごとがございましたら、休日ウェルスサロンや最寄りの支店にぜひお気軽にご相談ください。

休日のご相談は「休日ウェルスサロン」をご利用ください

専門スタッフが対応

完全予約制専用相談ブース

休日に相談

相談無料

所在地

〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田 1-7-5 宇都宮西支店内(2F)

営業日

土曜日・日曜日 ■12月31日~1月3日とその連続する休日、5月3日~5日とその連続する休日は休業

ご予約時間

①10:00~ ②13:00~ ③15:00~

完全予約制となっておりますので、事前にホームページよりご予約ください。

<https://ashikagabank.resv.jp/>



相続のほかにも大切なおカネについて気になることは「あしぎん」にご相談ください

iDeCo NISA 年金 保険の見直し など

